

# 開業支援資金のご案内

## 1. あっせんの対象者

- 営業の本拠地(かつ法人にあっては本店登記地)が台東区内であり、今後も引き続き区内で営業される方。
- 事業内容が東京信用保証協会の保証対象業種である方。
- 原則として、事業に必要な許認可を受けていること。
- 次の①から⑤のいずれかに該当すること。

### ① 開業前

事業を営んでいない個人(事業所得で確定申告をしていない方)が、1ヶ月以内に新たに個人で開業、または2ヶ月以内に新たに法人を設立して創業しようとする方。

### ② 開業後

事業を営んでいない個人(事業所得で確定申告をしていない方)が、個人または法人で創業し、創業した日から1年未満の方。

### ③ 分社化前

中小企業者である法人が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに法人を設立して創業しようとする具体的計画を有している方。

### ④ 分社化後

中小企業者である法人が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに法人を設立した法人で、創業した日から1年未満の方。

※分社化とは中小企業者である法人が出資して子会社を設立する場合等が該当します。

親会社代表者、役員個人の個人出資で子会社を設立する場合は分社化とみなされません。

### ⑤ 特許法・意匠法に基づく開業

事業を営んでいる方であって、特許法または意匠法の登録を有する方、もしくは法律による資格を有する方で、その登録または資格に基づく事業を個人または法人で開業し、創業した日から1年未満の方。

## 2. 融資条件

融資限度	1,000万円以内 ※ただし、自己資金額3倍程度の範囲内
貸付期間	700万円以内(7年以内、内据置期間12ヶ月以内) 700万円超(9年以内、内据置期間12ヶ月以内)
資金用途	運転資金または設備資金
貸付金利	1.8%以内 (区補助1.8%以内、本人負担0%)
信用保証	全額補助 原則として信用保証協会の信用保証を要します。

○申込前にあらかじめ融資を希望される金融機関にご相談ください。  
○取扱金融機関は別紙パンフレットまたは区ホームページをご確認ください。

### 3. 必要書類 ★各証明書及び見積書は発行日より3ヶ月以内のものをお持ちください。

	個人	法人
1	融資あっ旋申込書(区所定用紙)	
2	開業計画書(台東区公式ホームページよりエクセル形式でダウンロード可) ※本書面の QR コードより公式ホームページにアクセスできます。	
3	【既に確定申告をされた方】 最近の確定申告書・青色申告決算書等 (税務署受付日あるもの)	【既に確定申告をされた方】 ・試算表 ・中間決算後の場合は法人税申告書・決算書・ 勘定科目内訳明細書(税務署受付日あるもの)
4	最新の住民税の納税証明書(納期到来分まで完納、領収証は不可) (新型コロナウイルスの影響により、納税の猶予制度をご利用の方は事前にご相談ください。)	
5	事業主個人の実印 及び 印鑑証明書	・法人の実印 及び 法人の印鑑証明書 ・代表者個人の実印
6	開業届	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
7	【設備資金の場合】 見積書 : 見積業者の記名・押印、発行日、見積金額、納入先・工事場所等住所の記載があるもの。 ※請求書不可・宛名はあっ旋申込者と同一・発行日より3か月以内・見積有効期間内	
8	事業所所在地確認書類 ○物件所有⇒不動産建物謄本 または 固定資産税納税通知書(送付先氏名と課税明細書のページ) ○賃貸借物件⇒事業所用の賃貸借契約書(専用可能な部屋やスペースが確保されている契約書) ※無償で物件を借りている場合は、無償貸借の覚書(区所定用紙)に加え、不動産建物謄本 または 固定資産税納税通知書(送付先氏名と課税明細書のページ)が必要です。 ※転貸借や同居の場合は、転貸借契約書、転貸承諾書等も必要です。	
9	開業支援資金等情報提供に関する同意書(区所定用紙)	
10	業種に応じて許可証、認可証、届出書、登録証、免許証の写しまたは各種証明書	
11	【分社化の方】 現法人の ①法人税申告書決算書控一式、 ②法人税(その1) または 法人事業税の納税証明書、 ③商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、 ④設立後現在までの売上高の確認できる書類 【特許法・意匠法に基づく開業の方】 工業所有権の登録を受けたことの証明書(写) または 法律に基づく資格を有することの証明書(写)	
12	【自己資金】が確認できる書類等、その他必要に応じて書類をお持ちいただく場合があります。	

・必要書類一式は、書類確認のために一度お預かりし、約1週間後にこちらからご連絡します。  
なお、申込から融資実行までは5～7週間程度かかります。あらかじめご了承ください。

### 4. ご予約

本制度をご利用する場合は、商工相談員との面談を受け、開業計画書を作成していただきます。

申込みを希望される方は、下記電話番号から面談の予約をお願いいたします。

※面談は平日の午前10時～正午、午後1時～午後4時(1時間単位)で実施しています。



#### 予約・お問い合わせ先

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター1F  
台東区役所 産業振興課 融資担当 ☎ 5829-4128

[https://www.city.taito.lg.jp/bunka\\_kanko/jigyokeiei/yusijoseikin/yushiseido/tokushuseido/201510\\_kai.html](https://www.city.taito.lg.jp/bunka_kanko/jigyokeiei/yusijoseikin/yushiseido/tokushuseido/201510_kai.html)

※左の QR コードを読み取ると、アクセス可能です。